

議案第133号

前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の改正について

令和6年11月28日提出

前橋市長 小川 晶

前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年前橋市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第36条第2項本文中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改め、同項ただし書中「1に」を「一に」に改める。

(前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年前橋市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項の表第1号中「30人」を「25人」に改め、同表第2号中「20人」を「15人」に改める。

附則第4項中「10年」を「12年」に改める。

(前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第3条 前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(平成30年前橋市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項本文中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

(前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年前橋市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30

人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項各号列記以外の部分中「1に」を「一に」に改め、同項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第1条の規定による改正後の前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

(前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第2条の規定による改正後の前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第3項の規定は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

(前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 子どもに対する教育及び保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第3条の規定による改正後の前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1項の規定は、適用しない。この場合において、第3条の規定による改正前の前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定め

る条例第3条第1項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

（前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 保育士又は保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第4条の規定による改正後の前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第4条の規定による改正前の前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。